(株山口フィナンシャルグループ・株山口銀行・株北九州銀行・株)もみじ銀行の社員
・退職者、清交会・みどり会会員の皆様へ

# 団体傷害総合保険のご案内

(正式名称:団体総合生活保険

山口フィナンシャルグループ割引

最大 4490 割3

- ※団体割引20%、損害率による割引30%
- ※補償ごとに割引率は異なります。 詳細はパンフレット内の各補償ページにて ご確認ください。

# 傷害補償

国内外問わず 様々なケガを補償



# 費用補償

ホールインワン・ アルバトロス 費用を補償



所得補償· 団体長期障害 所得補償

病気やケガで 動けなくなった際の収入減を補償

新型コロナウイルス 感染症\*1も補償する 特定感染症危険補償 特約を追加し

補償範囲拡大!

# 財産補償

携行品や家財 の偶然な事故 を補償



# 介護補償

病気やケガで 介護状態になった場合の 一時費用を補償



# 賠償責任

自転車同士の事故など 国内外における法律上の 損害賠償責任を補償



募 集 期 間:令和3年4月9日(金) から<mark>令和3年4月23日(金)</mark>まで

<インターネットによる手続きの場合> 令和3年4月9日(金)から令和3年5月14日(金)

保 険 期 間:令和3年6月24日午後4時から令和4年6月24日午後4時まで1年間

	行員の皆様	退職者の皆様
保険料 払込方法	毎月の給与から引き去ります (8月給与より引き去り開始)	ご指定の口座から毎月23日に引落とします (8月23日より引落とし開始)。 (23日が土日祭日の場合は金融機関翌営業日に 引落とします。)

#### 上記募集期間終了後も、中途加入が可能です。代理店担当者までご相談ください。

この保険は東京海上日動火災保険㈱を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社等については重要事項説明書をご確認ください。

- · 1 令和3年4月現在、新型コロナウイルス感染症\*2は感染症法\*3第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。
- 2 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。) であるものに限ります。
- であるものに取ります。 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

# 補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。お客様のニーズに合った補償を組み合わせてご加入いただけます。

<傷害に関する補償>

傷害補償





P4 ~ P5

<賠償責任に関する補償>

個人賠償責任・借家人賠償責任







P6~P7

<財産に関する補償・費用に関する補償>

住宅内生活用動産・ 携行品・ホールインワン費用







P6~P7

<所得の補償>

所得補償•

団体長期障害所得補償(GLTD)



P8 ~ P9

<介護に関する補償>

介護補償





P10~P11

#### ご加入内容に関する大切なお知らせ

## ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP.28-29のとおりとなりますので、ご確認ください。現在ご加入の方につきましては、<u>募集期間終了</u>までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、<u>当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等</u>にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。<u>なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。</u>

# ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼 書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご 確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、変更がある場合は、加入依頼書の「ご加入手続きの手順」に従い、記載のうえ加入依頼書をご提出ください。

-2

# 保険の対象となる方

下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

#### 【傷害補償、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用・住宅内生活用動産、借家人賠償責任】

		傷害補償 (本人型)		
①㈱山口フィナンシャルグループ・㈱山口銀行・㈱北九州銀行・ ㈱もみじ銀行の社員および退職者、 清交会・みどり会の会員		0	0	0
	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	0	0	0
②上記①の家族 	上記①と同居されているご親族の方	0	×	0

#### 【所得補償、GLTD、介護補償】

補償タイプ	年齢 *1	左記以外の条件
所得補償	15歳以上 63歳以下	㈱山口フィナンシャルグループ・㈱山口銀行・㈱北九州銀行・㈱もみじ銀行の <u>社員ご本人</u> 、および、配偶者(家事従事者に限る)。
団体長期障害所 得補償(GLTD)	15歳以上 59歳以下	株山口フィナンシャルグループ・株山口銀行・株北九州銀行・株もみじ銀行の <u>社員ご本人</u>
介護補償	5歳以上 84歳以下	①㈱山口フィナンシャルグループ・㈱山口銀行・㈱北九州銀行・㈱もみじ銀行の社員および退職者、 清交会・みどり会の会員 ②上記①のご家族(配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟・同居のご親族の方)

\*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

# 補償プランについて

# それぞれの基本補償(プラン)について、ご加入いただける型は下記のとおりとなります。

基本補償	型
傷害補償	家族型∙夫婦型∙本人型
携行品、ホールインワン・アルバトロス費用	夫婦型·本人型
個人賠償責任、住宅内生活用動産	家族型
借家人賠償責任	本人型

#### 補償の対象となる方は下記のとおりです。

	家族型	夫婦型	本人型
ご本人*2	0	0	0
ご本人*2の配偶者	0	0	_
ご本人*2またはその配偶者の同居のご親族	0	_	_
ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚のお子様	0	_	_

- \*2 保険の対象となる方で、かつ、加入依頼書に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- ※補償の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※賠償責任に関する補償において、ご本人\*2が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。
- 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
- (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
- a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
- b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- (3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

・損害率による割引は天災危険補償特約 保険料には適用されません。

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に 保険金をお支払いします。

# 死亡

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

# 後遺障害

ケガで入院\*1や手術\*2をしたときに、保険金をお支払いします。

## 入院•手術

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。

\*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。 また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

ケガで通院\*3したときに、保険金をお支払いします。

## 通院

\*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。 また、1事故について90日を限度とします。

# 定感染症危険補償特約 NEW

新型コロナウイルス感染症など特定感染症\*4を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の 各保険金をお支払いします。

\*4 特定感染症の定義については、「補償の概要等P. 15」をご確認ください。





令和3年4月現在、新型コロナウイルス感染症\*iは感染症法\*2第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。 1. 病原体がペータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

#### オプション

#### 天災危険

日本国内外を問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波等によりケガを したときに、死亡・後遺障害、入院・手術、通院の各保険金をお支払いします。



# 保険金額・保険料

【保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:30%、職種級別\*1:A】 ※ご加入口数は1口のみです。

特定感染症危険補償特約をすべてのプランに自動セットしています。

家	族型	天災危険セットなし				天災危険セットあり			
				特定感	染症危険	補償特約付	帯あり		
	タイプ名	A1	A2	A3	A4	<b>A</b> 5	D1	D2	D3
保険	(科月払)	5,260円	3,990円	2,900円	1,860円	1,040円	4,970円	3,760円	2,690円
	死亡·後遺障害 保険金額	1,500万円	1,000万円	700万円	400万円	300万円	1,200万円	1,000万円	800万円
一本人	入院保険金日額*2 (1日あたり)	10,000円	7,000円	4,500円	3,000円	1,500円	6,000円	4,500円	3,000円
	通院保険金日額 (1日あたり)	7,000円	4,500円	3,000円	2,000円	1,000円	4,500円	3,000円	2,000円
#7	死亡·後遺障害 保険金額	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	600万円	400万円	250万円
配偶者	入院保険金日額*2 (1日あたり)	6,000円	5,000円	2,500円	1,500円	1,000円	3,500円	2,500円	1,500円
Н	通院保険金日額 (1日あたり)	4,000円	3,000円	1,500円	1,000円	500円	2,000円	1,500円	1,000円
_	死亡·後遺障害 保険金額	300万円	300万円	300万円	200万円	100万円	400万円	250万円	200万円
ご親族	入院保険金日額*2 (1日あたり)	2,500円	2,500円	2,500円	1,500円	1,000円	2,500円	2,000円	1,500円
冰	通院保険金日額 (1日あたり)	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円	500円	1,500円	1,500円	1,000円

<sup>※</sup> 天災危険補償特約保険料には、損害率による割引は適用されません。

\*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術がありま

<sup>\*1</sup> 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者、職種級別B以外)の方を対象としたも のです。職種級別B(自動車運転者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

特定感染症危険補償特約をすべてのプランに自動セットしています。

◆夫婦型			天災危険セットなし				天災危険セットあり		
				特定感	染症危険袖	甫償特約付	帯あり		
	タイプ名	B1	B2	В3	B4	B5	E1	E2	E3
保険	段料(月払)	4,220円	2,950円	1,860円	1,180円	680円	3,550円	2,630円	1,870円
	死亡·後遺障害 保険金額	1,500万円	1,000万円	700万円	400万円	300万円	1,200万円	1,000万円	800万円
ご本人	入院保険金日額*2 (1日あたり)	10,000円	7,000円	4,500円	3,000円	1,500円	6,000円	4,500円	3,000円
	通院保険金日額 (1日あたり)	7,000円	4,500円	3,000円	2,000円	1,000円	4,500円	3,000円	2,000円
	死亡·後遺障害 保険金額	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	600万円	400万円	250万円
配 偶 者	入院保険金日額*2 (1日あたり)	6,000円	5,000円	2,500円	1,500円	1,000円	3,500円	2,500円	1,500円
	通院保険金日額 (1日あたり)	4,000円	3,000円	1,500円	1,000円	500円	2,000円	1,500円	1,000円

◆本人型 天災危険セットなし							
		特定感染症危険補償特約付帯あり					
	タイプ名	C1	C2	C3	C4	C5	C6
保险	(科(月払)	2,960円	1,970円	1,320円	830円	490円	220円
	死亡·後遺障害 保険金額	1,500万円	1,000万円	700万円	400万円	300万円	100万円
本	入院保険金日額*2	10,000円	7,000円	4,500円	3,000円	1,500円	1,000円
	通院保険金日額 (1日あたり)	7,000円	4,500円	3,000円	2,000円	1,000円	500円

		天災危険セットあり				
特定感染症危険補償特約付帯。						
	タイプ名	F1	F2	F3		
保険料(月払)		2,290円	1,390円	690円		
	死亡·後遺障害 保険金額	1,000万円	800万円	400万円		
が本人	入院保険金日額*2 (1日あたり)	6,000円	3,000円	1,500円		
^	通院保険金日額 (1日あたり)	4,500円	2,000円	1,000円		

- ※ 天災危険補償特約保険料には、損害率による割引は適用されません。
- \*1 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、夫婦型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、配偶者を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- \*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

# 個人賠償責任

ゴルフプレー中に他人にケガをさせてしまった! 自転車を運転中に誤って歩行者にケガをさせてしまった!

44%割引

・団体割引20%、損害率による割引30%

日本国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば… 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 買い物中、誤って商品を壊してしまった。

他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

# 保険金額 保険料

型	家族型
タイプ名	G
保険料(月払)	100円
保険金額	国内 無制限 国外 1億円

※ご加入口数は1口のみです。

※自動車保険・火災保険で同様の特約に 加入されている方は補償が重複する 可能性がありますのでご注意ください。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限 り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

\*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

# 携行品損害

旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった! 外出中、ハンドバッグをひったくられた!

44%割引

・団体割引20%、損害率による割引30%

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。使用中のゴルフ用品も対象になります。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



# 保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

型	夫婦型			夫婦型    本人型		
タイプ名	H1	H2	Н3	I1	I2	13
保険料(月払)	190円	110円	50円	140円	100円	40円
保険金額 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	50万円	30万円	10万円	50万円	30万円	10万円

# ホールインワン・アルバトロス費用

44%割引

・団体割引20%、損害率による割引30%

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワン またはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に 保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。 例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



# 保険金額 保険料

※ご加入口数は1口のみです。

型	夫婦型			夫婦型    本人型		
タイプ名	J1	J2	J3	K1	K2	K3
保険料(月払)	840円	420円	250円	560円	280円	170円
保険金額	100万円	50万円	30万円	100万円	50万円	30万円

#### 日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器 (じゅうき)等は、補償の対象となりません。

※お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。



# 保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型				
タイプ名	L1	L2	L3	L4	
保険料(月払)	2,430円	1,340円	890円	720円	
保険金額 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円	

※住宅内生活用動産にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、介護保障のいずれかにもご加入いただく必要があります。

# 借家人賠償責任

失火により借家を焼失させてしまった! 給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてし まい、壁紙を張り替えた!

44%割引

・団体割引20%、損害率による割引30%

日本国内で、借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して 法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。また、落雷、風災・雪災、 外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、 貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払します。



※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

# 保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			
タイプ名	M1	М3		
保険料(月払)	300円	160円	90円	
保険金額	2,000万円	1,000万円	500万円	

※借家人賠償責任プランは借家の所在地(住所)を必ず記載ください。保険期間中に 居住住宅が変わった場合は変更手続きが必要です。必ず代理店までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記 「補償の概要等」をご確認ください。

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間\*1(14日)を超えた場合に、最長2年間、 保険金をお支払いします。\*2

- \*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- \*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し、働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

お受取例

# 例えばこんなとき! 心筋梗塞で入院し、就業不能に!

Aさん(男性38歳)、妻、子供2人(10歳、7歳)の場合 <Hタイプ50口加入 月払保険料 2,000円>

普段通りに出勤した勤務先で心筋梗塞を発病し、 そのまま入院。2回の手術を含めて入院も120日と 長期にわたった。

退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間(14日)経過後 11ヶ月にわたり、就業不能状態になってしまった。その間、 減少した収入は、この保険の補償でカバーできました。 月額保険金 **250,000**円 保険金総額 **2,750,000**円

※上記のお受取例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

# 保険金額・保険料(1口あたり)

型		本人型	家事従事者型	
	タイプ名	Н	Р	
職種		一般事務従事者等 (基本級別1級)	家事従事者	
てんネ	輔期間 * 1	2年	2年	
加入降	<b>退度口数</b>	99□	34□	
保険金	金額(月額)	5,000円	5,000円	
	15歳~19歳	10円	10円	
保	20歳~24歳	20円	10円	
険料	25歳~29歳	20円	20円	
^1	30歳~34歳	30円	20円	
ロあ	35歳~39歳	40円	30円	
たり	40歳~44歳	50円	40円	
•	45歳~49歳	70円	40円	
月払	50歳~54歳	80円	50円	
	55歳~59歳	90円	60円	
	60歳~63歳	90円	60円	

入院はもちろん自宅療養もカバーします。´ 【家事従事者の方は入院時のみの補償となります。)



※本人型は現職行員の方のみ、家事従事者型 は家事従事者の方のみご加入いただけます。

※保険金額は、平均月間所得額\*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。上記保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方と家事従事者の方を対象としたものです。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。)。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- \*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- \*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*3の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約をセットされている場合は、171,000円となります。)。
- \*3 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」 および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

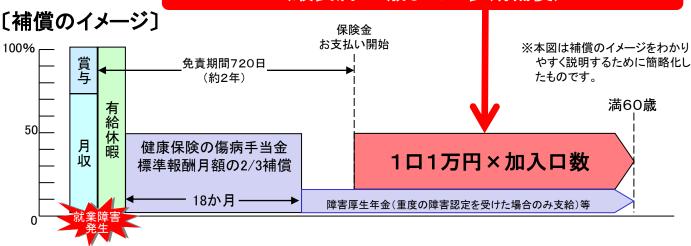
# 団体長期障害所得補償(GLTD)





# 長期間働けなくなったとき、収入はどうなるの?

団体長期障害所得補償(GLTD)が、この部分を補償します。 (最長満60歳までの長期補償)



- ●病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間\*1(720日)を超えた場合に、 最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
  - (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は3年となります。)
  - \*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- ●メンタルヘルス不調等の精神障害も補償します!\*2
- \*2 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

# 補償される金額・保険料 (1口あたり)

【保険期間:1年間、てん補期間\*1:60歳の誕生日まで(55歳以上は てん補期間3年)、物価調整なし、団体割引:20%】

	性別	男性	女性	
タイプ	。 治	R	W	
認知	症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1:2年)	セットあり	セットあり	
加入	限度口数	50□	50□	
支払	基礎所得月額(保険金額)	1 万円	1 万円	
保险	15歳~24歳	60円	40円	
険 料	25歳~29歳	60円	50円	
1	30歳~34歳	70円	70円	
ロあ	35歳~39歳	80円	100円	
<i>t</i> =	40歳~44歳	110円	150円	
<i>y</i>	45歳~49歳	150円	190円	
月払	50歳~54歳	160円	190円	
<i>1</i> 44	55歳~59歳	180円	190円	

- ※支払基礎所得額は、平均月間所得額\*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
- ※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。
- \*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- \*2 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得\*3の平均月額をいいます。
- \*3「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を 免れる金額」を控除したものをいいます。

# 介護補償



# もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



# 公的介護保険は あるけれど・・・?



## 介護にかかるお金は・・・?

【出典】(公財) 生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」

一時費用の合計: 平均**80万円**\*1

|+

月々の費用:平均7.9万円

×介護期間: 平均59.1か月

=

費用総額: 平均約**547万円!!** 



介護にはまとまった 資金準備があると安心です。

# 補償の概要

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

# 独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動 所定の要介護状態(要介護2用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した 場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

\*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

#### 【「独自基準追加型」とは】

「公的介護保険連動型」の補償に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、上記のような公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

# 公的介護保険制度とは

#### [公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## 「公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

# 保険金額・保険料

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。) によって異なります。 【保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:30%】

			【休陕州间:1 千间、凹冲剖引:20%、			
	補償の型	独自基	独自基準追加型(要介護2)			
タイプ名		Y1	Y2	Y3		
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円		
	5~9歳	10円	10円	10円		
	10~14歳	10円	10円	10円		
	15~19歳	10円	10円	10円		
	20~24歳	10円	10円	10円		
	25~29歳	10円	10円	10円		
/0	30~34歳	10円	10円	10円		
保 険 料	35~39歳	10円	10円	20円		
	40~44歳	10円	20円	30円		
( 月 払	45~49歳	20円	40円	60円		
払	50~54歳	40円	80円	130円		
	55~59歳	90円	170円	260円		
	60~64歳	180円	360円	540円		
	65~69歳	370円	750円	1,120円		
	70~74歳	780円	1,560円	2,350円		
	75~79歳 1,710円		3,420円	5,130円		
	80~84歳	3,940円	7,880円	11,820円		



介護補償は、社員および退職者(清交会・みどり会の会員含む)ご本人の他、

配偶者やご両親などのご家族を被保険者として加入することができます! (この場合、ご本人が、ご家族等の健康状態告知を代理で行うことができます。)

# [公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当 (自立)		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、 かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
安义版	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護 が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等 により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
要介護	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点 からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

# サービスのご案内

# 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

# ・メディカルアシスト

## 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1:24時間365日 0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、 24時間365日)。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワー カーがお応えします。

#### 転院·患者移送手配

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の 手配の一切を承ります。\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

·電話介護相談

# ・介護アシスト

# 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優 待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: いずれも 土日祝日、 年末年始を除く

0120-428-834

: 9:00~17:00

:9:00~17:00

: 10:00~18:00

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、 介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関 のご案内等を行います。

#### インターネット介護情報サービス

・各種サービス優待紹介

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や 介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

## 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスに ついて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずわち 土日祝日、 年末年始を除く

法律相談 •税務相談

: 14:00~16:00 ・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00

・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

#### 法律·税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け 付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html -※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役 立つ様々な情報を電話でご提供します。

# ・メンタルヘルスサポート

#### 【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

受付時間(日祝日を除く):9:00~21:00

0120-783-503

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

#### メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

## ご注意ください

#### (各サービス共通)

ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

自動セット

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といい ます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します

・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客 様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保 険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

「アングインとは、「アングンとはない。」というとなっています。 また、 一般では、 一般では

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。\*1

<u>告知の内容が正しくない場合には</u>、ご加入が解除され、保険金を<u>お受け取りいただけない</u>ことがあります。<sup>22</sup> -括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

- ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
- \*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA~Cのいずれかになり ます(がん補償・介護補償については、AまたはCになります。)。

- A お引受けいたします (補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)。 B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします (なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よ りご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)。
- C 今回はお引受けできません。

しら? 契約はどうなるのか したことがあったら、 過去に病気やケガを



お申込み後、保険金請求時等に、<br/>
告知内容についてご確認させて いただく場合があります。



## 告知いただく内容例\*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・ 治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等
- \*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

## 以下のケースもすべて告知が必要です。

- ●現在、医師に手術をすすめられている。
- ●過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について 医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完 治している。
- ●過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘 を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからな かった。(がん補償のみ)

# ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳し くは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より も前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をさ れた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合 であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対 象とはなりませんのでご注意ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。



# ■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

## 【傷害補償】

#### ■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	       死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	<ul><li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1</li><li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によっ</li></ul>
	7007111712	※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害 保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	て生じたケガ ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
		※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された</b> 場合	・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケ がを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
	入院保険金	▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
		※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複して はお支払いできません。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハング グライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生 じた事故によって被ったケガ
傷害補償基本特約	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合  ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3  *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・オートパイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛 獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事してい る間に生じた事故によって被ったケガ 等 *1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地 震・噴火またはごれらによる津波によって生じたケガに 対しても保険金をお支払いします。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)された場合</b> ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。  ※入院保険金と重復してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重復してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。  *1 ギプス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	

† <del>-</del> -
待
1,3
=
ı 🗠
~_
-+
感
- T
`-
染
*
ᆮ
症
-
危
10
ت.
7.0
煐
78
· · · ·
補
rma
1112
l=
15
4-
持

約

#### 保険金をお支払いする主な場合

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

- ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染 症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による 就業制限を含みます。)された場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診 を含みます。) された場合
- ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険 金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金を ご確認ください。)。

#### ※特定感染症とは・・・

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6 条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条 第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症\*1または同条第8項の規定に基 づく指定感染症\*2をいいます。

- \*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和 国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも のに限ります。)であるものに限ります。
- \*2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられ ている場合に限ります。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した
- 特定感染症
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定 感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に よって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起 因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特

定感染症(更新契約の場合を除きます。)

等

#### 【賠償責任に関する補償】

個

人賠

償責任補償

特

借家

人賠償責任

補償

特約

#### 保険金をお支払いする主な場合

#### 国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる** 方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用 または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさ せたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等\*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)\*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が 支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用 について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- \*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する 陸上の乗用具をいいます。
- \*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、 ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレン ズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設 計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、 通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無 体物、1個または1組で100万円を超える物

等

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象と なる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、 単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- \*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- \*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- \*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- \*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

#### 保険金をお支払いする主な場合

# 国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**

- ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、 落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律 上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づ いて借用戸室を修理した費用も補償します。
- ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について 保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・心神喪失によって生じた損害\*1
- ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害\*1
- ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害\*1
- ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠 償責任によって保険の対象となる方が被る損害\*1

等

\*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

-16-

#### 【財産に関する補償】

#### 保険金をお支払いする主な場合 国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された** 家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間 の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差 し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 よる損害 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保 険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払 いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約 携行品特 されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十 分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 指害 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、

#### ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意 または重大な過失によって生じた損害

保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行 使に起因する損害
- 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因し て生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等 による損害
- 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、 かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失また は技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失\*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み 込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。) で生じた事故による損害

\*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

# 保険金をお支払いする主な場合

ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みませ

ん。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や

#### 国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に 所在し、保険の対象となる方が所有する家財\*1に損害が生じた場合

- ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差 し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、 美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。
  - また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保 険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払 いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約 されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十 分ご確認ください。
- \*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
  - ・保険の対象となる方の単身赴任先

植物等の生物、データやプログラム等の無体物

・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

#### ◎以下のものは補償の対象となりません。

住宅内生活用動

産特

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、 ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みませ ん。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や 植物等の生物、データやプログラム等の無体物

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意 または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に よる損害
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行 使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因し て生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等 による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、 かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失また は技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失\*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み 込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で 生じた事故による損害

等

\*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

等

等

# 【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	体体型をの文型がある工作物は	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインフンまたはアルバトロスを達成した場合 ■同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ■達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求める全てのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

#### 【所得補償】

#### 病気やケガによって所定の就業不能になった場合\*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

ある病気やケガを含みます。) によって再び就業不能となった場合は、 後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

\*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 責期間\*1を超えた場合 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)\*2を乗じた額をお支払 就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就 いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*3を上回っ 業不能(その方が受け取るべき金額部分) ている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた 病気やケガによる就業不能 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業 場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入 ・妊娠または出産による就業不能 にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じ た病気やケガによる就業不能 \*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アル 間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免 コール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 所得補償基本特約 責期間を適用しません。)。 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 \*2「てん補期間\*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいま が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払 す。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能\*1\*2 額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補 日として日割りで計算します。 償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1 \*3 免責期間\*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所 年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 得\*5の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をご契約される場 等 合は171,000円となります。)。 \*4 同一の病気やケガによる就業不能\*6 (または骨髄採取手術による \*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不 就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取 能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始し り決めた一定の期間(免責期間\*1終了日の翌日からの期間)のこ た就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。 とをいいます。原則として1年または2年となります。 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただ \*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業 いていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがありま 所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得ら れる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したもの をいいます。 \*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日まで に、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係が

- ※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態\*1\*2をいいます。
- ※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。 ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- \*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。
- \*2 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)。

約

#### 【団体長期障害所得補償(GLTD\*1)定額型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

\*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 保険金をお支払いする主な場合

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間\*1を超えた場合 ▶就業障害期間\*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金=支払基礎所得額\*3×所得喪失率\*4×約定給付率(100%)

ただし、支払基礎所得額\*3が保険の対象となる方の平均月間所得額\*5を超える場合には、 平均月間所得額\*5を支払基礎所得額\*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または 保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。 東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために 有益と認められる費用をお支払いします。
- \*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。
- \*2 「てん補期間\*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)。
- \*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。
- \*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

所得喪失率=1- 免責期間\*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額\*7

・ 免責期間\*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得\*8の額

ただし、所得\*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

- \*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得\*8の平均月額をいいます。
- \*6 同一の病気やケガによる就業障害\*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間\*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。
- \*7 免責期間\*1開始以降に業務に復帰して得た所得\*8の額をいい、免責期間\*1の終了した月から1か月単位で計算します。
- \*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- \*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気や ケガによる就業障害
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって 生じた病気やケガによる就業障害
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪 行為によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガ による就業障害
- ・妊娠または出産による就業障害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナ-等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、人格障害 アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因と して生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D))」がセットされております ので、所定の精神障害については精神障害てん補期間 \*1を限度にお支払いの対象になります。)
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
- ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害\*2\*3

等

- \*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間 にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。
- \*2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病 気やケガによる就業障害についても、初年度契約の 保険始期日から1年を経過した後に開始した就業 障害については、保険金のお支払いの対象となります。
- \*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(定義C)。

#### 免責期間\*1中

病気やケガに伴う下記①~③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態\*2。

- ①その病気やケガのために、入院していること。
- ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。
- ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない 程度の後遺障害が残っていること。
- \*1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\*1」をご確認ください。
- \*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、 会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務 作業等)も全くできない状態です。

#### てん補期間\*1開始後

病気やケガに伴う下記①~③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない\*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率\*3が20%超である状態。

- ①その病気やケガのために、入院していること
- ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。
- ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。
- \*1 てん補期間については、上記本文内の「\*6」をご確認ください。
- \*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、 就業障害に該当しません。
- \*3 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「\*4 |をご確認ください。

# 【介護補償】[独自基準追加型(要介護2)]

#### 保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

約

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。

ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 保険金をお支払いしない 保険金をお支払いする主な場合 主な場合 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のい ・地震・噴火またはこれらによる ずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 津波によって生じた要介護状 介護補 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。 能\*1 保険の対象となる方の故意ま 償 たは重大な過失によって生じ 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度 歩行 基 た要介護状態 本特 の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。 ・保険金の受取人の故意また 寝返り ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。 約 は重大な過失によって生じた 十公的 要介護状態(その方が受け 入浴 次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 取るべき金額部分) 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該 その他の 保険の対象となる方の闘争行 複雑な 当する状態をいいます。) 介護保険 為、自殺行為または犯罪行 (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車い 動作等 為によって生じた要介護状態 すからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポ ータブルトイレへ等乗り移ることができない。 ・無免許運転や酒気帯び運転 制度連 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、 をしている間の事故により生じ 洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を た要介護状態 つけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい 動 補償 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジ 剤、危険ドラッグ、シンナー等 や手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。 の使用によって生じた要介護 部分の 状態 排せつ等 次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ・アルコール依存および薬物依 日常生活 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内 要介護 存によって生じた要介護状態 上の一部 でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごれ ・先天性疾患によって生じた要 たところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含 の行為 介護状態 **む。**) 3以上 ・医学的他覚所見のないむちう イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ち症や腰痛等によって生じた ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 要介護状態 から ・この保険契約が継続されてき ②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 葽 た最初の保険契約(初年度 介護 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱につ 契約といいます。) の保険始 いて、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 期時点で、既に被っている病 2 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 以上 気やケガ等による要介護状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 \*2\*3 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくと Λ 等 も1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 の 補 \*1 該当した保険の対象とな (1) ひどい物忘れがある。 償拡. (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 る方の数の増加が、この保 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 険の計算の基礎に及ぼす (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 影響が少ない場合は、そ の程度に応じ、保険金の 関 (5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 する特約 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 全額をお支払いすることや、 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 その金額を削減してお支 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 払いすることがあります。 \*2 初年度契約の保険始期 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 煎 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 時点で、既に被っている病 定の (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 気やケガ等による要介護 (12) 目的もなく動き回ることがある。 状態についても、初年度 要 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 契約の保険始期日から1 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 年を経過した後に開始し 状 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 た要介護状態については、 態 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 保険金のお支払いの対象 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 となります。 要 \*3 要介護状態の原因が告 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 知対象外の病気やケガで (20) 食べられないものを口に入れることがある。 あったり、正しく告知いただ 角 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 いていた場合であっても、 (22) 自力で内服薬を服用できない。 保険金のお支払いの対象 の (23) 金銭の管理ができない。 とならないことがあります。 追 (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 加 (25) 現在の季節を理解できない。 補償 (26) 今いる場所の認識ができない。 特

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明 ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

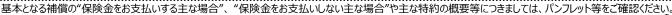
#### ご加入前におけるご確認事項 Ι

#### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として ご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただ ける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



## 3 補償の重複に関するご注意



喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 \* 1を他にご契約されているときには、補償が重複することが あります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください \*2。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約 (医療用・所得補償用) ● がん葬祭費用補償特約 ● 育英費用補償特約 ● 学業費用補償特約
- ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります ので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定

この保険での保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額 \* 1の増額等はできま せん\*2。

#### [所得補償·団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*3以下(平均月間所得額の85% 以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 \* 3を上回っている場合には、その上回る部分につい ては保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- \*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*4×約定給付率とします。
- \*2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
- \*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得 \*5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)。
- \*4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- \*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額 | から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入 | および「就 業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」か ら「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期





ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支 払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

# (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

# (2) 保険料の払込方法 (契約)





払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

# (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について (強意報)



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 \* 1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
- ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 \* 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 \* 1 を解除することがありますのでご注意ください。
- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等 によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認 ください。 -22-

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

#### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知 受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項 は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知 事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	<b>★</b> *1	*	*	*	*	<b>★</b> *2
性別	=	-	*	*	<b>★</b> *3	_
職業·職務*4	☆*5	☆	_	_	_	_
健康状態告知*6	_	*	*	*	*	_

※すべての補償について「他の保険契約等 \* 7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合 には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- \*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- \*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- \*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- \*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- \*6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

#### [所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- \*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
  - a. 婚姻意思 \* 9を有すること
  - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

#### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)。

#### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 \* 10から 1 年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります \* 11。

- ●責任開始日 \* 10から1 年を経過していても、保険金の支払事由が1 年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません \* 12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- \*10ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- \*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- \*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

#### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

#### 2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

#### 3 保険金受取人

#### 「傷害補償]



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### [がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合 \* 2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1 名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

#### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前 0 時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

#### 1 通知義務等

# 注意

# 「通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが 付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]]をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額 \* 1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- \*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)。
- \*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、 脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

#### 2 解約されるとき





ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 \* 1 することがあります。返還または請求する 保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 \* 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

# 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に 係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方 全員にご説明くださいますようお願いいたします。

# 4 満期を迎えるとき

#### .....

#### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

▶所得補償

保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### [補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康 状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たに いただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

#### [更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

#### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、 《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。 更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

#### IV その他ご留意いただきたいこと

#### 1 個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払い に関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者 およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、 契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険 協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

#### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる 方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金 受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除 することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

#### 3 保険会社破綻時の取扱い等



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりと なります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した 保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
財産に関する補償、費用に関する補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		合には、90%を下回ることがあります。

東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が 到着するまでの間、バンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ 先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管して ご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険 会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、く共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

#### 5 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い 合わせ先》までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬 明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人 がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の 条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- \*1 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)から ご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名 等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
  - 保険の対象となる方(またはご加入者)が当社にご加入内容をご照会された場合
  - 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
  - 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、 その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

#### 東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。



#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

#### -般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づ、金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを 行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**2**0570-022808

通話料 有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間 : 平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

#### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ※介護補償については東京海上日動単独の引受けとなります。
- ※引受割合については、団体窓口にご確認ください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に 記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保 険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康 状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

# 東京海上日動安心110番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ



**፩፮** 0120-720-110

受付時間: **24時間365日** 

# ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

なお	ら、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
1.	保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください 万一 ご差望に合致したい場合はご加入内容を再度ご検討ください

ン 、C.かまに口致()の()物口()にかいて)	で行及したのうくだという			
□保険金をお支払いする主な場合	□保険金額*1、免責金額(自己負担額)			
□保険期間	□保険料・保険料払込方法			
□保険の対象となる方				
□ KKKのかってはるかり *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。				

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を 訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡くだ さい。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体 長期障害 所得補償	介護補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	0	0	0	0	
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか?  ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	0	_			
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	0	_	_	_
□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか?なお、保険金額*1 の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。	_	0	0	_	_
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	_	0	0	○ *3	_
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

#### 必ずお読みください

2021年4月

# 団体総合生活保険の 2021年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

# 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2021年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 1. 主な改定点

#### (1)各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概    要
各補償共通	民法(債権法)改正に伴う約款改定	民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」 から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に 告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応につい て、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変 更します。

(2)新たに販売する補償および各補償固有の改定内容 〇印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償			
①傷害補償	②所得補償	③団体長期障害所得補償 (GLTD)	④介護

新設・変更する補償				1. d. e. o.	low
1	2	3	4	改定項目	概    要
0				「特定感染症危険 補償特約」の自動 付帯(新設)	傷害補償のすべてのプランに特定感染症危険補償特約を自動付帯します。 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」の改正により新型コロナウイルス感染症*1が感染症法上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症*1を引き続き補償対象とする約款改定を行います。*2  ※保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。  *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 *2 本改定は、改正感染症法の施行日である2021年2月13日より適用いたします。
	0	0	0	約款上の疾病等に 関する定義(ICD 等)の改定および 「がん」の定義の見 直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類 提要」「国際疾病分類-腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変 更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類- 腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮 内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「が ん」に含むこととします。
		0		「免責期間中の一 部復職」に関する取 扱いの変更	免責期間中に一部復職した場合、現在は「7日以内かつ <u>医師の診断に基づくリハビリまたは引継等のための</u> 一部復職」に限り就業障害が継続しているとして取扱っていますが、7日以内の一部復職の場合は事由を問わず就業障害の日数が継続する取扱いに変更します。
		0		業種(事業種類) コードの最新化	契約者の業種(事業種類)を特定する際に使用する「日本標準産業分類 (総務省発行)」を「平成14年3月改訂」から「平成25年10月改訂」に最新 化します。

## 2. 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきます。

補償	改定項目	概    要
団体長期障害 所得補償 (GLTD)	「精神障害補償特約」の販売中止	「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」の販売開始に伴い、「精神障害補償特約」の販売を中止します。 現在「精神障害補償特約」をセットしているご契約については、更新時に「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」へ移行(自動読替)します。

このご案内は、2021年6月24日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



この保険は、㈱山口フィナンシャルグループをご契約者とし、㈱山口フィナンシャルグループ・㈱山口銀行・㈱北九州銀行・ ㈱もみじ銀行の行員・退職者等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解 約する権利等は原則として㈱山口フィナンシャルグループが有します。

## 《お問い合わせ先》

◇代理店 : 株式会社山口保険サービス

住所: 〒750-0016 山口県下関市細江町1丁目3番7号

TEL: 083-223-2767 (受付時間: 平日8: 30~17: 30)

FAX: 083-223-2738

◇保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 山口支店 下関支社

住所:〒750-0016 山口県下関市細江町1丁目2番10号 エストラスト第2ビル4F

TEL:083-232-9231 (受付時間:平日9:00~17:00)

FAX: 083-232-9794

# 《事故時の連絡先》

◇代理店 : 株式会社山口保険サービス

TEL: 083-223-2767 (受付時間: 平日8: 30~17: 30)

FAX: 083-223-2738